



Title	地方財政学の構成
Author(s)	米原, 淳七郎
Citation	大阪大学, 1979, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/32432
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 ・ (本籍) 米 原 淳 七 郎

学 位 の 種 類 経 済 学 博 士

学 位 記 番 号 第 4 6 8 9 号

学位授与の日付 昭 和 54 年 7 月 4 日

学位授与の要件 学位規則第 5 条第 2 項該当

学 位 論 文 題 目 地方財政学の構成

論文審査委員 (主査)
教 授 藤 田 晴(副査)
教 授 建 元 正 弘 教 授 小 泉 進

論 文 内 容 の 要 旨

財政制度はいずれの国においても、一国全体を統轄する中央政府（国）の財政と、一国の一部のみを統轄する地方政府（州，県，郡，市町村など）の財政とに区分されている。本論文は後者を地方財政という呼称でとらえ、この地方財政を学問的に検討する場合、どのような視点から考察すべきかを考え、またその考察を実際に行った研究である。本研究では、地方財政一般を考察の対象とすることを原則としているが、具体的な事実を考察するにあたっては、我国の地方財政制度を対象としている。

本論文では、地方財政の経済学的研究は大別して四つの分野から成ると考えている。すなわち、第 1 は、中央政府と地方政府との機能分担ならびにその相互関係に関連した分野である。第 2 は、地方公共財の効率的な供給を実現するための諸方策，ならびに地方公共財の供給主体としての地方政府の最適なあり方（規模）に関連した分野である。第 3 は、中央政府から地方政府に与えられる補助金の役割およびその最適なあり方に関連した分野である。そして第 4 は地方政府における租税徴収ならびに公債発行に関連した分野である。これら 4 つの分野はお互いに関連し合っているが、一応それぞれ独立の分野として他と切りはなして考察することが可能であると考えられる。また、公営企業を別にして考えるならば、目下のところ、地方財政に対する経済学的考察は以上の 4 分野でほぼその全域をカバーできると考えられる。勿論、経済学的发展ならびに社会の変化につれて、地方財政の研究分野が次々と拡大して行くことは十分考えられる。

本論文においては、まず第 1 の分野については、財政の主要な政策的役割を①公共サービスの供給、②所得再分配、③景気調整、④経済の成長の 4 つと考え、このうち②、③は国の財政の役割であり、①、④の一部を地方財政の役割と考えている。なおこの際本論文は、現実の地方政府が地方政府本来

の性格と国の出先機関の性格の二面を持っていることを明らかにし、上の役割分担を、地方政府が地方政府本来の役割を果たす時の機能分担として考えている。また、公共サービスの供給を中心とする財政活動の遂行にあたって、中央政府と地方政府とが、上下の關係に立つべきかそれとも水平的な關係に立つべきかは、基本的には地方公共サービスの多様性を尊重するか画一平等性を尊重するかに依存しているが、本論文は、わが国の現状は、中央政府が余りにもパターンリスチックな態度を取りすぎているのではないかという疑問を秘めて書かれている。

第2の分野に関しては、本論文は、基本的にはティボー(C. M. Tiebout)によってはじめて主張された足による投票制度によって、公共サービスの消費はより効率的に行われうようになるという命題を認めつつも、なお地方政府が所得再分配政策を実行しないこと、地方税は定額税であるべきこと、各地方団体の人口は常に最適値(公共サービスの供給費用を極小にする人口数)に保たれるべきこと、という条件が成立していることが、各人が自己の選好に合った公共サービスの消費ができるようになるために重要であると主張している。なおまた、中央政府の財政においては、リンダールを中心として、公共サービスに対する限界効用に基礎を置いた課税(利益説的課税)が公共サービスの最適供給に通じるという主張がなされてきたが、このような課税は人口移動を認めた地方財政においては決してのぞましい税ではなく、この税の下で公共サービスの供給をうまく行うためには、むしろ人々の地域間移動を制限し、財政的コロニーの設置がのぞまれることが主張されている。

第3の分野では、一般補助金と特定補助金が区分され、まず前者については、本論文は一般補助金の目的は地域間の財政力格差の是正と、中央政府の地方政府に対する財源保障の2つであると考えており、具体的な一般補助金の交付方式として、財源保障的補助金と財政能力均等化補助金の二方式を検討している。なお、人々の自由な地域移動が実現したとしても、それによって財政力格差が解消することはなく、地域間の最適人口配分を実現するためにやはり一般補助金が必要であることが主張されている。また、特定補助金の目的としては、利益の拡散現象がある場合および価値財的公共サービスが存在する場合における資源配分の調整が考えられている。もっとも現実における特定補助金の役割としては、公共サービスの供給における画一平等性の確保が強く認識されている。

第4の分野に関しては、本論文では、地方税は人々の自由な地域間移動に中立的であることがのぞましいものの、現実には利益説的課税が重視されていること、および地方債は、人口移動の点からその発行に制約を課すことが必要であることが主張されている。

論文の審査結果の要旨

本論文は、地方財政に関するこれまでの理論的研究の成果をひろく吸収し、独創的な工夫を加えて地方財政学の体系化をはかり、さらにこの理論体系をわが国財政へ適用することにより、現行制度の役割と問題点を機能論的観点から明らかにしたものである。本論文はわが国における地方財政研究の水準の向上に貢献するところが大きく、その業績は経済学博士の学位に十分値するものと判定する。